

## －パワーアップ融資(伴走支援型特別保証対応)のご案内－

取扱期間は、令和6年6月30日保証申込受付分までです。

茨城県では、新型コロナウイルス感染症等の影響により、債務の返済負担に伴って増加することが見込まれる借換え需要や、事業再構築等の事業好転の契機となり得るような前向きな取組みに対する資金需要等に対応し、中小企業者の経営安定や収益力改善を図るため、パワーアップ融資（伴走支援型特別保証対応）の融資対象者要件等を拡充しております。

なお、取扱期間は令和6年6月30日保証申込受付分までです。

### 融資対象者

県内に事業所を有する中小企業者で、下表の(1)～(3)のいずれかに該当し、かつ、経営行動に係る計画を策定した者

(1)	セーフティネット保証4号の認定を受けていること			
(2)	セーフティネット保証5号の認定を受けていること			
(3)	①	最近1か月間の	売上高が	前年同月の売上高と比較して
	② i	最近1か月間の	売上高総利益率が	前年同月の売上高総利益率と比較して
	② ii	直近決算の	売上高総利益率が	直近決算の売上高総利益率と比較して
	② iii	直近決算の	売上高総利益率が	直近決算前期の売上高総利益率と比較して
	③ iv	最近1か月間の	売上高営業利益率が	前年同月の売上高総利益率と比較して
	③ v	直近決算の	売上高営業利益率が	直近決算の売上高総利益率と比較して
	③ vi	直近決算の	売上高営業利益率が	直近決算前期の売上高総利益率と比較して

5%以上減少していること

### 融資条件

融資限度額	設備資金・運転資金・併用 1億円	
融資期間	設備資金・運転資金・併用 10年以内（据置5年以内）	
融資利率	3年以内	年 1.3%
	3年超5年以内	年 1.4%
	5年超7年以内	年 1.5%
	7年超10年以内	年 1.6%
信用保証料率	①、②に該当の場合：0.2% ③～⑨に該当の場合：0.2～1.15%	
借換え	民間金融機関の信用保証付き融資を本制度へ借換え可能（裏面参照）	
申込窓口	取扱金融機関	

### 取扱金融機関の一覧

常陽銀行・筑波銀行・足利銀行・武蔵野銀行・東邦銀行・千葉銀行・東日本銀行・栃木銀行・福島銀行・結城信用金庫・水戸信用金庫・佐原信用金庫・銚子信用金庫・烏山信用金庫・茨城県信用組合・横浜幸銀信用組合・ハナ信用組合・商工組合中央金庫・三菱UFJ銀行・みずほ銀行・りそな銀行・三井住友銀行

## 既往借入金の借換え

新型コロナウイルス感染症の影響等で増大した債務に対し、借換えによる資金繰りの円滑化を促すため、民間金融機関の信用保証付き融資を本制度へ借り換えることが可能です。借換えには条件がありますので、下表をご確認ください。

既往借入金の保証割合	借換え内容	本制度への借換え可否 (借換え後の保証割合)		
		①	②	③
80%	既往借入金 + 新規事業資金で借換え	×	<input type="radio"/> (80%)	<input type="radio"/> (80%)
	A 既往借入金と同額以下で借換え (Bの場合以外の保証を利用している借入金の場合)	×	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
	B 既往借入金と同額以下で借換え(危機指定期間中のセーフティネット保証5号を利用している借入金(※)の場合)	<input type="radio"/> (100%)	<input type="radio"/> (80%)	<input type="radio"/> (80%)
100%	既往借入金 + 新規事業資金で借換え	<input type="radio"/> (100%)	<input type="radio"/> (100%)	<input type="radio"/> (100%)
	既往借入金と同額以下で借換え	<input type="radio"/> (100%)	<input type="radio"/> (100%)	<input type="radio"/> (100%)

※令和2年2月1日から令和3年12月31日までの間に保証申込受付及び融資実行がなされたものをいう。

## 申込みに必要な書類

- (1) 茨城県パワーアップ融資申込書（様式第2号）
- (2) 県税納税証明書（県税に未納がないことを証する納税証明書）
- (3) 資金繰表
- (4) 許認可証等の写し（許認可等が必要な業種の場合）
- (5) 見積書または契約書の写し（設備資金の場合）
- (6) 下表の左欄に掲げる融資対象者ごとに、同表の右欄に掲げる必要書類

融資対象者	必要書類
融資対象者①に該当する者	セーフティネット保証4号の認定申請書の写し
融資対象者②に該当する者	セーフティネット保証5号の認定申請書の写し
融資対象者③に該当する者	茨城県信用保証協会所定の売上高減少要件確認書等の写し

## 取扱期間

令和6年6月30日までに、茨城県信用保証協会で保証申込が受け付けられた融資が対象。

（令和6年能登半島地震に係る激甚災害を受けたことによる利用については、上記期間中に保証申込を受け付けたものであって、当該激甚災害のあった日から当該激甚災害に係る災害関連保証の適用期限までに融資実行されたものが対象）

## お問合せ先

茨城県産業戦略部産業政策課金融グループ

茨城県水戸市笠原町978番6

TEL：029-301-3530

令和6年3月作成